

平成 23 年 2 月から

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、 小児用肺炎球菌ワクチンの助成が開始されます！

任意の予防接種のうち、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ（インフルエンザ菌 b 型）ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成が開始されます。

助成の内容

平成23年2月1日以降に接種された子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌 b 型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用全額について助成します。

（一部の医療機関では自己負担が発生する場合があります。）

接種対象者

白鷹町に住所を有するかたで下の表のとおり

ワクチンの種類	対 象	接種の時期と接種回数
子宮頸がん予防ワクチン	中学校 1 年生～ 高校 1 年生相当の 女子(※)	初回接種、初回接種から 1 カ月後に 2 回目、初回接種から 6 カ月後に 3 回目を接種(計 3 回)
ヒブ (インフルエンザ菌 b 型) ワクチン	生後 2 カ月～ 4 歳の乳幼児	○生後 2 カ月～7 カ月未満に開始した場合、初回接種 3 回、 その後おおむね 1 年後に追加接種 1 回 (計 4 回) ○生後 7 カ月～12 カ月未満に開始した場合、初回接種 2 回、その後おおむね 1 年後に追加 1 回接種 (計 3 回) ○1 歳～4 歳児は、1 回接種
小児用肺炎球菌ワクチン	生後 2 カ月～ 4 歳の乳幼児	○生後 2 カ月～7 カ月未満に開始した場合、初回接種 3 回後、60 日以上の間隔をあけて追加接種 1 回 (計 4 回) ○生後 7 カ月～12 カ月未満に開始した場合、初回接種 2 回後、60 日以上の間隔をあけて追加 1 回接種(計 3 回) ○1 歳児は、60 日以上の間隔をあけて 2 回接種 (計 2 回) ○2 歳～4 歳児は、1 回接種

(※)平成22年度高校 1 年生相当のかた(平成 6 年 4 月 2 日～平成 7 年 4 月 1 日生まれ)は下記にご注意ください。

平成23年2月1日から平成23年3月31日までの期間に

1 回でも接種した	平成23年度中に残りの回数について助成が受けられます。
接種のために受診したが、急性の病気で医師が接種不可と判断したため 1 回も接種できなかった	平成23年度中のみ 1 回目から接種できます。
接種を希望せず、全く接種しなかった	平成 23 年度以降は助成が受けられません。

接種と助成方法について

予防接種は、町と委託契約を取り交わした医療機関で行います。予防接種を受ける前に必ず予約をしてください。予防接種ができる医療機関は担当までお問い合わせください。

助成の方法は、医療機関窓口で、いったん接種費用をお支払いいただき、後日、町に申請をしてかかった接種費用を払い戻しをする方法（償還払い）を予定しています。できるだけ、平成23年2月1日から平成23年3月31日までの接種分をまとめて償還払いの申請をしてください。申請には予防接種名と金額がわかるもの（母子手帳・接種済証・領収書など）、印鑑、払い戻し先の金融機関の口座番号がわかるもの（通帳など）が必要です。

■問い合わせ

健康福祉課健康推進係 (☎86-0210)